

あさぎり町人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用(平成19年度中)

	試験	選考	任期付	計
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 職員の退職(平成19年度中)

	勸奨退職	定年退職	普通退職	計
一般行政職	2 人	7 人	1 人	10 人
技能労務職	0 人	2 人	0 人	2 人
計	2 人	9 人	1 人	12 人

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

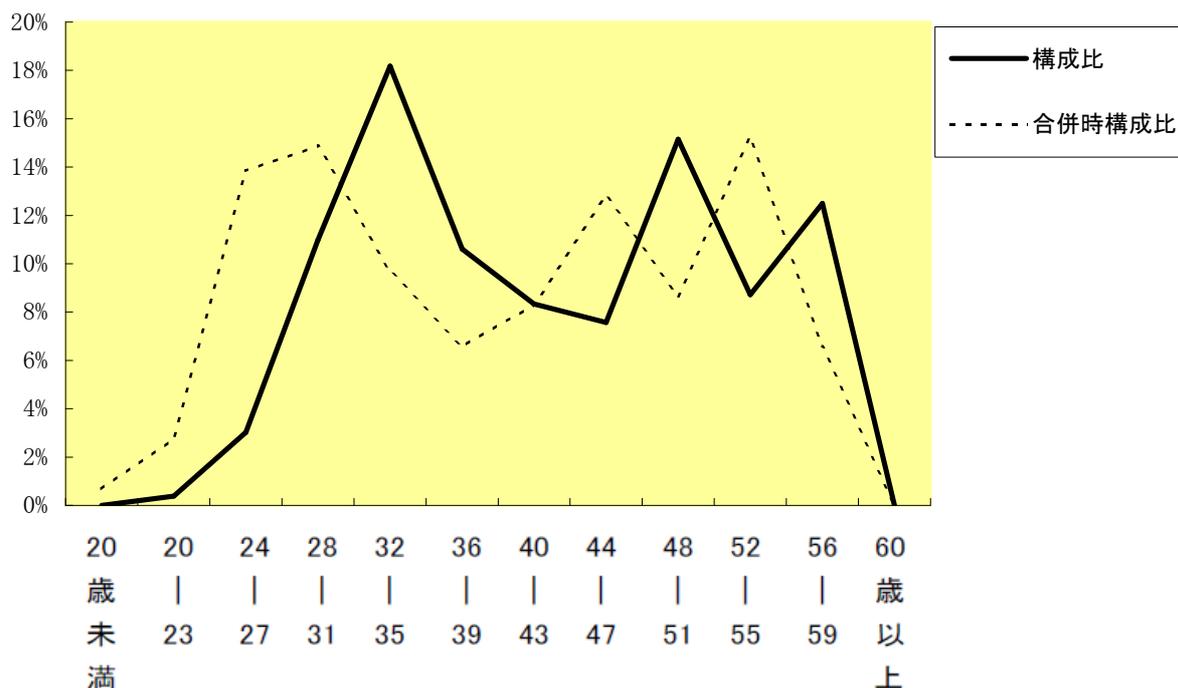
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議会	4	4	0	業務分担の見直し 地域再生PTの設置 観光業務の見直し 建築業務の見直し 保育所業務の見直し 組織の統合
	総務	48	50	▲ 2	
	税務	15	15	0	
	労働	2	1	1	
	農林水産	25	25	0	
	商工	8	9	▲ 1	
	土木	11	14	▲ 3	
	民生	65	71	▲ 6	
	衛生	18	19	▲ 1	
	小 計	196	208	▲ 12	[参考]人口1,000人当たり職員数 11.1人
政 特 部 別 行	教育	26	28	▲ 2	給食センター業務の見直し、退職不補充
	小 計	26	28	▲ 2	[参考]人口1,000人当たり職員数 1.5人
会 計 部 門 等	水道	9	10	▲ 1	維持管理業務の減 介護業務、後期高齢者医療業務の増
	下水道	7	7	0	
	その他	14	11	3	
	小 計	30	28	2	
合 計		252	264	▲ 12	[参考]人口1,000人当たり職員数 14.3人
		[289]	[289]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

② 年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	8人	29人	48人	28人	22人	20人	40人	23人	33人	0人	252人

(注) 全職員の年齢別職員構成である。

③ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
284人	238人	46人	16.2%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	計画年度中46人削減 (削減率16%)

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
	計画始期	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目		
全部門	職員数	284	273	264	252		—	238
	増 減		▲ 11	▲ 9	▲ 12		▲ 32 (69.6 %)	▲ 46 (▲ 16.2 %)

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定している。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
40 時間	8 時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	期間	
年次有給休暇	1暦年20日を限度に付与(最高20日翌年繰越)	
病気休暇	必要と認める期間(90日以内、結核は1年以内)	
特別 休 暇	公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間
	証人等として官公署に出頭する場合	必要と認める期間
	骨髄提供者となる場合	必要と認める期間
	ボランティア活動に参加する場合	1暦年において5日以内
	結婚する場合	連続する5日以内
	産前の場合	産前8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内
	産後の場合	産後8週間まで
	保育時間の場合	生後1年を経過するまで1日2回それぞれ30分以内
	生理休暇	連続する2日以内で必要と認める期間
	妻が出産する場合	2日以内
	男性が育児(産後8週間以内の子又は小学校就学前の子)参加をする場合	妻の産前6週間、産後8週間の期間内において5日以内
	子の看護をする場合	就学前に達するまで1暦年において5日以内
	親族が死亡した場合	1日～7日
	父母を追悼する場合	1日
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月～9月までの期間内で3日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	連続する7日以内
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認める期間
	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認める期間
	組合休暇	1暦年において20日以内(無給)
介護休暇	6ヶ月の期間内において必要と認める期間(無給)	

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成19年中)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
9,944 日	3,517.3 日	253 人	13.9 日	35.4 %

※ 全対象職員は、一般職員のうち年の中途に採用や退職した者、育児休業及び派遣職員等を除く。

(4) 介護休暇の取得状況(平成19年中)

取得者数
0 人

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成19年度中)

(1) 分限処分の状況

降任	降級	休職	免職	計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	計
0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

4 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められている。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の禁止
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等の従事許可の状況(平成19年度中)

申請件数	許可件数
5 件	5 件

5 職員の研修の状況(平成19年度中実施)

(1) 派遣による職員の能力開発

派遣名	派遣人数	派遣先
人事交流	1 人	熊本県
研修生	5 人	熊本県
公益法人	1 人	あさぎり町社会福祉協議会

(2) 全職員を対象とした職員研修

研修名	参加人数	開催日	研修対象
町政研修	250 人	平成19年6月2日、4日	全職員
町政研修	146 人	平成19年11月10日、20日	全職員

6 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成19年度中実施)

(1) 安全衛生委員会

開催日	参加人数	主な議題
平成19年7月2日	215 人	健康講座「心と体の健康づくり」
平成19年10月9日	14 人	喫煙場所について
平成20年2月7日	13 人	特定健診・特定保健指導について、職員検診後結果報告

(2) 職員の職場健診の状況

健診種別	実施日	受診者数	健診場所
職場健診	平成19年7月12日から9月5日まで	167 人	公立多良木病院「コスモ」
人間ドック(共済組合)	平成19年度中	114 人	各健診機関
人間ドック(あさざり町)	平成19年度中	12 人	各健診機関

(3) 公務災害等の発生状況(平成19年度中)

種類	発生件数	事案の概要
公務災害	0 件	
通勤災害	0 件	

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

① 取得者(平成19年度中)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	19年度の新たな 育児休業有資格者	左欄のうち育児 休業取得者
男性職員	0 人	0 人	12 人	0 人
	0 人	0 人		
女性職員	(4) 人	0 人	4 人	4 人
	3 人	0 人		

※ ()内は、19年度中新たに育児休業を取得した者の数で、下段の数は、18年度から19年度にかけて引き続き取得した者の数

② 承認期間(平成19年度中新たに育児休業を取得した職員)

	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超	合計
男性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員	0 人	3 人	1 人	0 人	0 人	4 人

7 職員の競争試験及び選考の状況(平成19年度中)

(1) 職員採用試験の実施状況

試験の実施なし

(2) 職員採用選考の実施状況

選考の実施なし

(3) 職員昇任選考の実施状況

課長級	審議員	課長補佐	主幹	参事	合計
1 人	0 人	5 人	12 人	16 人	34 人

8 公平委員会事務を委託している熊本県人事委員会からの報告事項について(平成19年度中)

(1) 不利益処分についての不服申立の審査状況

該当なし(平成20年5月23日付け人委第58号により報告)

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査状況

該当なし(同上)

9 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	17,680	10,618,955	289,021	2,040,555	19.2	21.8

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A
		千円	千円	千円	千円	千円
19年度	240	914,057	95,713	376,356	1,386,126	5,769

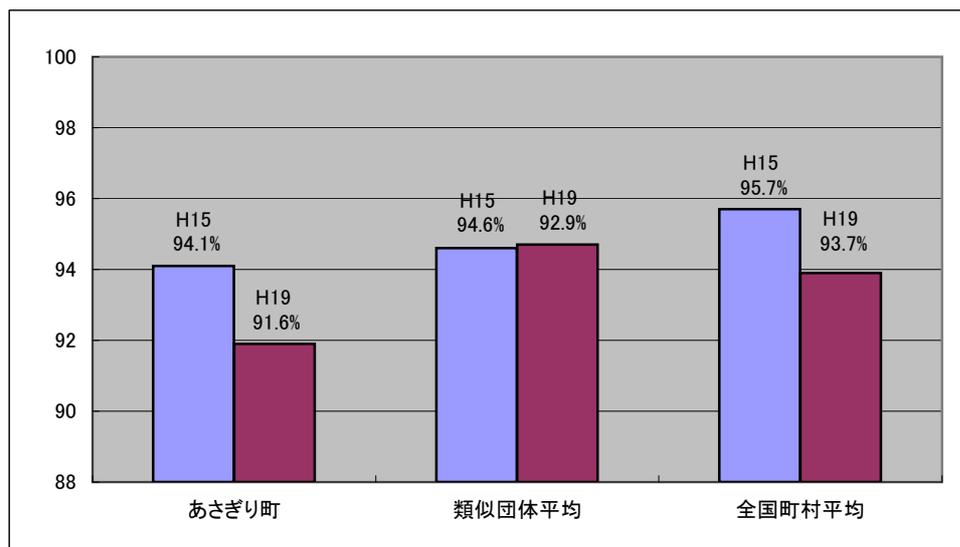
(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

③ 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

④ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
あさぎり町	42.1 歳	314,725 円	342,925 円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
あさぎり町	46.9 歳	281,037 円	294,737 円
うち用務員	58.3 歳	309,300 円	322,300 円
うち調理員	45.1 歳	277,000 円	290,800 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

② 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		あさぎり町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	— 円
	中学卒	129,200 円	130,500 円	— 円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	235,800 円	252,250 円	303,200 円
	高校卒	204,200 円	285,100 円	309,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	257,000 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

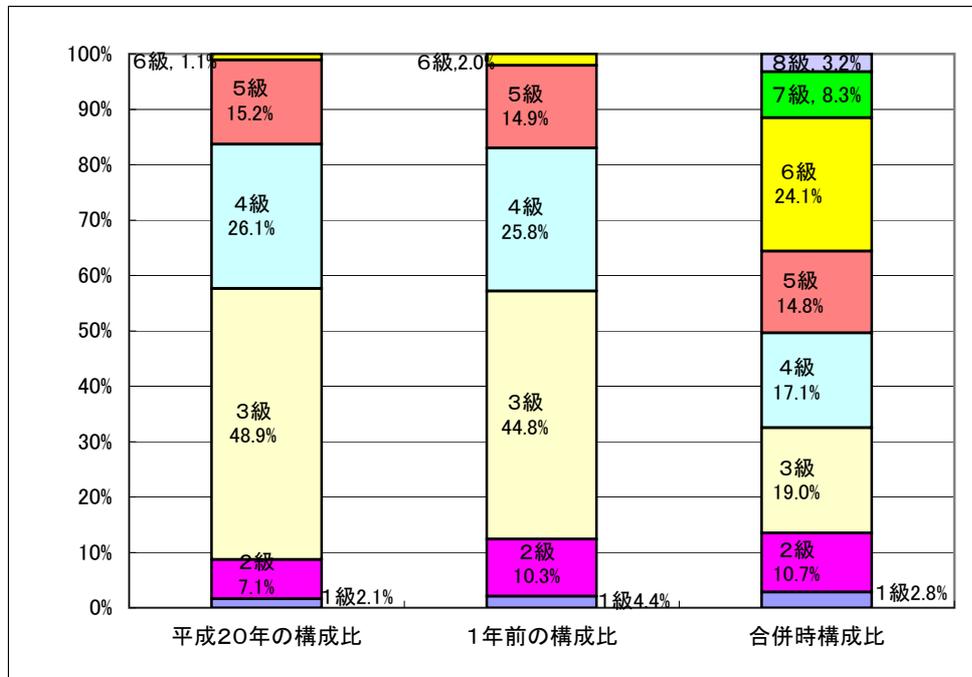
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	3 人	1.6 %
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	13 人	7.1 %
3 級	参事の職務	90 人	48.9 %
4 級	課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務(5級及び6級に掲げる職務を除く。)並びに主幹の職務	48 人	26.1 %
5 級	相当の経験を有する課長、室長、局長、審議員、支所長の職務及び課長補佐の職務(6級に掲げる職務を除く。)	28 人	15.2 %
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職務	2 人	1.1 %

(注) 1 あさぎり町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日の給与構造改革により旧1級と旧2級、旧4級と旧5級が統合されたことにより、最上位の級は6級となっている。

② 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映なし

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(団体平均)				国			
1人当たり平均支給額(平成19年度)				—			
1,557 千円							
(平成19年度支給割合)				(平成19年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.0 月分		1.5 月分		3.0 月分		1.5 月分	
(-) 月分		(-) 月分		(1.6) 月分		(0.75) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～10%		役職加算		5～20%	
				管理職加算		10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成20年4月1日現在)

あさぎり町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置	
	2%～20%加算			2%～20%加算	
(退職時特別昇給	なし		()		
1人当たり平均支給額	24,848 千円	24,838 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)			225 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)			224,616 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	9 %	1 人	9 %

(注) 支給率は、経過措置による支給率のため、平成18年度においては、支給率8%である。

(22年度制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
福岡市	10 %	10 %

(注) 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	780 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	60,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	5.1 %		
手当の種類(手当数)	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額500円
救護施設しらがね寮勤務手当	救護施設に勤務する職員	救護施設における介護業務に従事したとき	月額5,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	22,770 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	114 千円
支給実績(平成18年度決算)	11,606 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	53 千円

⑥ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同	—	34,073 千円	217,025 円
住居手当	・居住するために借り受けている職員に対し支給 ・職員が所有する新築又は購入から5年を経過しない住宅に居住している職員に支給	同	—	8,618 千円	200,419 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から24,500円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同	—	6,781 千円	34,774 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐21,000円	同	—	11,080 千円	316,571 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し23,000円を基本額とし距離に応じ6,000円から45,000円を加算して支給	同	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,200円を支給。ただし、救護施設における宿日直勤務については、6,300円を支給	一部異なる	救護施設における支給額	4,807 千円	31,834 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	633,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 847,000 円 / 633,000 円	
	副 町 長	547,000 円	679,000 円 / 547,000 円	
報酬	議 長	316,000 円	340,000 円 / 256,000 円	
	副 議 長	261,000 円	280,000 円 / 210,000 円	
	議 員	237,000 円	250,000 円 / 190,000 円	
期末手当	市区町村長 副 町 長 収 入 役	(平成19年度支給割合) 3.0 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成19年度支給割合) 3.0 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 500/100	(支給時期) 任期毎	
	副 町 長	290/100	任期毎	
	収 入 役	270/100	任期毎	

(6) 公営企業(水道事業)職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 19年度	千円 62,000	千円 10,412	千円 19,388	% 31.3	% 29.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)あさぎり町 (普通会計) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 19年度	3	千円 13,217	千円 592	千円 5,424	千円 19,233	千円 6,411	千円 5,769

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
あさぎり町(水道事業)	50.1 歳	362,700 円	532,180 円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(水道事業)	
1人当たり平均支給額(平成19年度)	
1,808	千円
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3 月分	1.5 月分
(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

あさぎり町(水道事業)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置	
	2%~20%加算	
(退職時特別昇給	なし)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	該当なし 人	9	%

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		0		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		0		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		0		%
手当の種類(手当数)		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額500円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	172 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	86 千円
支給実績(平成18年度決算)	226 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	113 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 配偶者 13,000円 その他 5,000円～6,000円	同	—	156 千円	156,000 円
住居手当	・居住するために借り受けている職員に対し支給 ・職員が所有する新築又は購入から5年を経過しない住宅に居住している職員に支給	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から24,500円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同	—	48 千円	24,000 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐21,000円	同	—	252 千円	252,000 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定している。

→6(3)①の参考を参照

(参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定している。

→6(3)①の参考を参照

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定している。

→6(3)②の参考を参照